

3月20日結審報告 大飯原発運転差し止め仮処分裁判（大阪高裁）

今度こそは正義の判決を！！



30名の原告が傍聴するなか、第6回の審尋が終了し、この日で結審となりました。そして3月31日が審議終結日と決定し、裁判長からは「できるだけ速やかに決定を出す」との発言がありましたが、具体的な日程は仮処分裁判のため分かりません。

最後となる今回の審尋で、原告は前日に新たな書面を出しました。原子力規制委員会は川内原発の優先審査を決めましたが、九電は日本の地震の特性を反映している武村式を使っておらず、基準地震動は過小評価になっています。規制委員会はそのことを何ら批判していません。さらに台場浜トレンチ内破碎帯が「将来活動する可能性のある断層等」と自ら決定したにもかかわらず、その安全性を一切確認してしません。書面ではこれらを踏まえて、真正面から安全性を確認しようとしなない規制委員会の姿勢を批判し、司法がしっかりした判断を出す必要があることを強調しました。

相手方の関西電力側からはいつものように特に反論もなく「私たちの主張はすべて終わっている。原子力規制委員会で審議がなされているので、それを踏まえて安全確認された上で再稼働する」と述べただけでした。約10分という短い時間でした。

大阪地裁で不当判決で敗訴してからもうすぐ1年。私達は高裁へ即時控告し、新たな論点も含めて法廷で主張してきました。

現在、原子力規制委員会は川内原発に目標を定めて、再稼働に向けてひた走っています。電力会社や原子力カムラに対抗することのできない規制委員会の判断で安全など確認・確保などできません。

僕は3権分立にもう一度望みをかけたい。司法が独自の判断を示してほしい。そのための証拠や論理はこの裁判で出しました。後は裁判長が人として、裁判官として全うな判断さえすれば勝訴は間違いありません。

ただし、待っているだけでは駄目だと思います。裁判長が自分の良心に従って判決が書けるように世論を盛り上げましょう。

東日本大震災、福島原発が爆発して3年。いまだに多くの人が苦しんでいます。広域避難に関する問題や、基準地震動に関する問題など、今だからこそ真実を明らかにしなければならぬ事、真実を明らかにできる事があります。

3年前「もっとできることはあったのに・・・」と僕も含めて、多くの人が口にしていたのを思い出しました。

だからこそ、祈るような気持ちで判決が出るのを待ちながらも、自分達のできることを頑張っていきましょう！！！！



原告書面3月19日付 http://www.jca.apc.org/mihama/oosaiban/koukoku_genkoku_shuchou5_20140319.pdf
同3月31日付 http://www.jca.apc.org/mihama/oosaiban/koukoku_genkoku_shuchou6_20140331.pdf

2014.3.31 おおい原発止めよう裁判の会 武藤北斗